

■第11回インドネシア法整備支援本邦研修を実施しました。

令和元年7月29日（月）から同年8月9日（金）までの間、JICA東京、法務省赤れんが棟等において、インドネシア法整備支援第11回本邦研修を実施しました。

現在、独立行政法人国際協力機構（JICA）及び法務省は、インドネシアにおける知的財産保護制度の強化及び知財法令を中心とした法的整合性を確保するための手続整備を目的として、インドネシア最高裁判所、法務人権省法規総局及び同省知財総局と共に、ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクトを実施しています。

今回は、最高裁判所及び知財総局の双方を対象機関としている本プロジェクトの特徴を活かして、裁判官及び知財総局職員合計15名を日本にお招きし、インドネシアの知財事件の過半を占める商標に関する法解釈や要件事実、また、審査基準等の情報公開の重要性の再確認をテーマに、研修を実施しました。



【研修参加者と一緒に赤れんが棟を背景に記念撮影】

研修では、日本の商標制度の概要、日本における商標の類似・周知・悪意の判断方法などに関する講義、インドネシアにおける審査・審判手続きの流れ、商標の類似・周知・悪意の判断基準・方法についてのインドネシア側参加者の発表及びディスカッション、日本やインドネシアでの実際の事件を基にした事例を用いた事例検討等を実施したほか、特許庁、知的財産高等裁判所、東京税関、中部経済産業局、トヨタ産業技術記念館及び株式会社名南製作所を訪問しました。



【ディスカッションにおいてコメントされる林いづみ弁護士】



【東京大学玉井克哉教授による講義】



【特許庁での講義】



【飯村敏明弁護士をお招きしての事例検討の様子】



【修了式後の記念撮影】

参加者からは、「様々な機関の方々と商標に関する理解を共有することができた。」「日本とインドネシアの判断方法を比較することにより、商標の類否の審理においてインドネシアの裁判官が不足している部分をより把握することができた。」「多くの新しい知識を習得でき、大変有意義な研修であった。」「帰国後、今回の研修で得た知見を同僚とも共有していきたい。」などといった感想が聞かれました。

本研修に多大なる御協力をいただいた講師や訪問先機関の職員をはじめとする関係者の皆様に、心より感謝申し上げます。